報告第１７号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、報告する。

令和 ８ 年 ９ 月２９日　提　出

日出町長　　安　部　徹　也

１　和解の相手方　　日出町在住　個人（１人）

２　和解の要旨　　町は、相手方へ損害賠償金１６８，００１円を支払う。

３　事件の概要　　令和８年１月１３日午後３時頃、町所有の道路土地の樹木が強風により倒れ、隣地である相手方所有の住宅の雨どいを損傷させた。

４　専決年月日　　令和８年９月１日